

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案とあり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体で検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
レアメタル等リサイクル資源特区	623	・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、県が指定する収集事業者は一般廃棄物収集運搬業の許可取得を要しない。	・総合特別区域法に「特定収集運搬事業者」を規定し、特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、許可等を要せずに広域回収を行うことができる仕組みとする。 ・本特区では県が特定収集運搬事業者を指定できる仕組みとする。	特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、県が指定する収集事業者は一般廃棄物収集運搬業の許可取得を要しない。	環境省リサイクル推進室	—	A-2	平成24年通常国会に法案を提出した	—	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案を提出した。	(1) 国は、使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案(以下「新制度」という。)の政省令等の検討にあたっては、特区提案の趣旨が反映されるよう、指定自治体の意見を踏まえること。また、指定自治体においては、特区として率先して資源の回収に取り組んでいく必要があることから、新制度を活用した収集エリアの拡大に向け取り組むこと。 (2) 国は、新制度の政省令等の検討に当たっては、特区提案の趣旨が反映されるよう、指定自治体の意見を踏まえること。また、指定自治体においては、特区として回収を希望する品目の考え方を具体的に明らかにすること。 本件については、今国会に提出された法案が現在、審議前であること、また政省令案の検討は法案成立後に行う予定であり、具体的内容の議論が難しいことから、事務レベル協議の対象とはせず、書面により協議を行うべき。	b	(1) 現時点では認定事業者の認定条件が不明であるが、実務者レベル打ち合わせでは、認定事業者は複数県を担当できる者が望ましいとの見解があった。 新制度の施行当初は、市町村がどの程度参加するか分からない状況もあり、結果として事業者による認定申請が遅れる(事業開始の遅れ)ことが懸念される。しかし、本県の場合は一定の回収量が見込めることや、新制度の下でも速やかにリサイクル事業を展開していきたいと考えているため、本特区内(限定的な地域)のみでも認定申請が可能となるような認定条件としていただきたい。 (2) 本特区では資源価格の変動、回収すべき資源の変化等に対応して、本県が動向を判断しながら、弾力的に対象品目を見直しすることとし、法令で定める特定対象品目以外についても、認定事業者が廃掃法の特例措置のもとで取り扱うことができるようにしていただきたい。	(1) 国は、使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案(以下「新制度」という。)の政省令等の検討にあたっては、特区提案の趣旨が反映されるよう、指定自治体の意見を踏まえること。また、指定自治体においては、特区として率先して資源の回収に取り組んでいく必要があることから、新制度を活用した収集エリアの拡大に向け取り組むこと。 (2) 国は、新制度の政省令等の検討に当たっては、特区提案の趣旨が反映されるよう、指定自治体の意見を踏まえること。また、指定自治体においては、特区として回収を希望する品目の考え方を具体的に明らかにすること。 本件については、今国会に提出された法案が現在、審議前であること、また政省令案の検討は法案成立後に行う予定であり、具体的内容の議論が難しいことから、事務レベル協議の対象とはせず、書面により協議を行うべき。	II
レアメタル等リサイクル資源特区	624	・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、県が指定する収集事業者は産業廃棄物収集運搬業の許可取得を要しない。	・総合特別区域法に「特定収集運搬事業者」を規定し、特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、許可等を要せずに広域回収を行うことができる仕組みとする。 ・本特区では県が特定収集運搬事業者を指定できる仕組みとする。	特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、県が指定する産業廃棄物収集運搬業の許可取得を要しない。	環境省リサイクル推進室	—	A-2	平成24年通常国会に法案を提出した	—	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案を提出した。	(1) 国は、使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案(以下「新制度」という。)の政省令等の検討にあたっては、特区提案の趣旨が反映されるよう、指定自治体の意見を踏まえること。また、指定自治体においては、特区として率先して資源の回収に取り組んでいく必要があることから、新制度を活用した収集エリアの拡大に向け取り組むこと。 (2) 本特区では資源価格の変動、回収すべき資源の変化等に対応して、本県が動向を判断しながら、弾力的に対象品目を見直しすることとし、法令で定める特定対象品目以外についても、認定事業者が廃掃法の特例措置のもとで取り扱うことができるようにしていただきたい。 (3) 本特区の提案では、例えば、製造工場における分析・評価機器、病院・大学等における試験研究機器等の産業用機器(産業廃棄物)についても、対象としているが、法案においてはこうした産業用機器は対象外と認識している。当該機器についても有害物の拡散防止や資源セキュリティの観点から、特区としての実現若しくは新制度の対象としていただきたい。	b	(1) 現時点では認定事業者の認定条件が不明であるが、実務者レベル打ち合わせでは、認定事業者は複数県を担当できる者が望ましいとの見解があった。 新制度の施行当初は、市町村がどの程度参加するか分からない状況もあり、結果として事業者による認定申請が遅れる(事業開始の遅れ)ことが懸念される。しかし、本県の場合は一定の回収量が見込めることや、新制度の下でも速やかにリサイクル事業を展開していきたいと考えているため、本特区内(限定的な地域)のみでも認定申請が可能となるような認定条件としていただきたい。 (2) 本特区では資源価格の変動、回収すべき資源の変化等に対応して、本県が動向を判断しながら、弾力的に対象品目を見直しすることとし、法令で定める特定対象品目以外についても、認定事業者が廃掃法の特例措置のもとで取り扱うことができるようにしていただきたい。 (3) 本特区の提案では、例えば、製造工場における分析・評価機器、病院・大学等における試験研究機器等の産業用機器(産業廃棄物)についても、対象としているが、法案においてはこうした産業用機器は対象外と認識している。当該機器についても有害物の拡散防止や資源セキュリティの観点から、特区としての実現若しくは新制度の対象としていただきたい。	(1) 国は、使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案(以下「新制度」という。)の政省令等の検討にあたっては、特区提案の趣旨が反映されるよう、指定自治体の意見を踏まえること。また、指定自治体においては、特区として率先して資源の回収に取り組んでいく必要があることから、新制度を活用した収集エリアの拡大に向け取り組むこと。 (2) 国は、新制度の政省令等の検討に当たっては、特区提案の趣旨が反映されるよう、指定自治体の意見を踏まえること。また、指定自治体においては、特区として回収を希望する品目の考え方を具体的に明らかにすること。 本件については、今国会に提出された法案が現在、審議前であること、また政省令案の検討は法案成立後に行う予定であり、具体的内容の議論が難しいことから、事務レベル協議の対象とはせず、書面により協議を行うべき。	II

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等での対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
レアメタル等リサイクル資源特区	623	・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、県が指定する収集事業者は一般廃棄物収集運搬業の許可取得を要しない。		A-2	平成24年通常国会に法案を提出した	—	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案を提出した。 具体的な対象品目や認定の基準等については、有識者や関係者の意見を聴きつつ今後検討していく予定である。 なお、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物については、再生利用指定制度による市町村長又は都道府県知事の指定を受けることで、収集・運搬を業として行う者の廃棄物処理業の許可が不要となる特例があり、こうした制度を活用する方法も考えられるので、貴自治体の廃棄物担当部局とも話し合っていたきたい。	b	特区の要望事項(品目、認定事業者の条件)については政省令案を検討する段階で協議させていただきたい。	A-2	指定自治体が要望している家電等金属系使用済製品の広域回収に関する産業廃棄物の収集運搬に関する規制緩和要望について、環境省より、使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案の成立により実現可能との見解が示されたが、この具体的な認定の基準や対象品目等については、今後検討がなされるため明らかになっておらず、指定自治体の要望が実現できない可能性があるため、環境省はこの具体的な内容を8月までを目途に指定自治体に明示し、引き続き協議すること。 なお、再生利用指定制度を活用した広域回収の実現については、指定自治体において検討する必要があり、8月までを目途に上記新制度の協議とあわせ、引き続き協議していく必要がある。	II
レアメタル等リサイクル資源特区	624	・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、県が指定する収集事業者は産業廃棄物収集運搬業の許可取得を要しない。		A-2	平成24年通常国会に法案を提出した	—	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案を提出した。 具体的な対象品目や認定の基準等については、有識者や関係者の意見を聴きつつ今後検討していく予定である。 なお、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物については、再生利用指定制度による市町村長又は都道府県知事の指定を受けることで、収集・運搬を業として行う者の廃棄物処理業の許可が不要となる特例があり、こうした制度を活用する方法も考えられるので、貴自治体の廃棄物担当部局とも話し合っていたきたい。	b	特区の要望事項(品目、認定事業者の条件、産業廃棄物)については政省令案を検討する段階で協議させていただきたい。なお、産業用機器についても広域収集が円滑に機能するよう国による規制緩和の実現について協議させていただきたい。	A-2	指定自治体が要望している家電等金属系使用済製品の広域回収に関する産業廃棄物の処分委託基準の緩和について、環境省より、使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案の成立により実現可能との見解が示されたが、この具体的な内容については、今後検討がなされるため明らかになっておらず、指定自治体の要望が実現できない可能性があるため、環境省はこの具体的な内容を8月までを目途に自治体に明示し、引き続き協議すること。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
レアメタル等リサイクル資源特区	625	・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、一般廃棄物の処分の委託基準を緩和すること	・本特区に家電等金属系使用済製品の搬入を行うとする市町村は国または県が指定する「特定再資源化等事業者」との契約を行うものとし、各市町村間の通知等の事務は要しないものとする。 特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、一般廃棄物の処分の委託基準を緩和すること	環境省リサイクル推進室	—	A-2	平成24年通常国会に法案を提出した	—	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案を提出した。 また、これらの者に市町村が使用済小型電子機器等を引き渡す場合は、委託に該当しないため、廃棄物処理法施行令第4条第1項第9号の通知等の事務は不要と整理する予定。	—	b	新制度の施行当初は、市町村がどの程度参加するか分からない状況もあり、結果として事業者による認定申請が遅れる(事業開始の遅れ)ことが懸念される。しかし、本県の場合には一定の回収量が見込めることや、新制度の下でも速やかにリサイクル事業を展開していきたいと考えているため、本特区内(限定的な地域)のみでも認定申請が可能となるような認定条件としていただきたい。	(1) 国は、使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案(以下「新制度」という。)の政省令等の検討にあたっては、特区提案の趣旨が反映されるよう、指定自治体の意見を踏まえること。また、指定自治体においては、特区として率先して資源の回収に取り組んでいく必要があることから、新制度を活用した収集エリアの拡大に向け取り組むこと。 (2) 国は、新制度の政省令等の検討に当たっては、特区提案の趣旨が反映されるよう、指定自治体の意見を踏まえること。また、指定自治体においては、特区として回収を希望する品目の考え方を具体的に明らかにすること。 本件については、今国会に提出された法案が現在、審議前であること、また政省令案の検討は法案成立後に行う予定であり、具体的内容の議論が難しいことから、事務レベル協議の対象とはせず、書面により協議を行うべき。	II	
レアメタル等リサイクル資源特区	626	・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限を緩和する。	・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限を緩和する。 マニフェストの送付期限を緩和する。	環境省産業廃棄物課	—	D	—	—	・本制度は、最終処分までの一連の行程における適正処理を確保するため、管理票によって適正な処理が行われたことを確認するための仕組みを設けるとともに、管理票を一定の期間内に受け取らない等の場合に、適切な措置を講ずることを義務づけるものである。 ・管理票交付者は、管理票交付の日から90日以内(特別管理産業廃棄物に係る管理票については60日以内)に、最終処分終了を記載した管理票の写しについては180日以内に写しの送付を受けないときには、処理状況の把握、報告書の提出等の義務が生じるが、本制度により処分業者に処分期限を設定しているものではなく、これらの義務(処理状況の把握、報告書の提出等)を履行した上で、生活環境保全上の支障が生じていない場合には、特段の罰則等はない。 ・また、報告内容の是非や、生活環境保全上の支障の有無を判断するのは自治体である。 ・したがって、提案理由にあるレアメタル部品の蓄積保管の可否は、提案自治体の運用に係るものであり、現行の法令で実施可能。 ・なお、以上の点は実務者レベルの打合せの場で自治体にも伝えてあり、自治体の運用により対応可能である旨、了解を得ている。	—	b	本特区では、レアメタル等含有機器及びレアメタル部品を効率的リサイクルの観点から長期保管することとし、(例えば)分別・解体後に中間処理工程のマニフェストを完結させて排出事業者へ返送することを限知事が判断して運用することとしたい。 本項については他の協議事項と併せて、改めて事務レベル協議での確認事項とさせていただきます。	本件については、現時点では現行法令で対応可能であるとの見解が示され、指定自治体も了解していることから、今回の事務レベル協議の対象とはせず、書面により協議を行うべき。	I	

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
レアメタル等リサイクル資源特区	625	・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、一般廃棄物の処分の委託基準を緩和すること		A-2	平成24年通常国会に法案を提出した	—	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案を提出した。また、これらの者に市町村が使用済小型電子機器等を引き渡す場合は、委託に該当しないため、廃棄物処理法施行令第4条第1項第9号の通知等の事務は不要と整理する予定。	b	特区の要望事項(品目、認定事業者の条件)については政省令案を検討する段階で協議させていただきたい。	A-2	指定自治体が要望している家電等金属系使用済製品の広域回収に関する廃棄物の処分の委託基準の緩和について、環境省より、使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案の成立により実現可能との見解が示されたが、この具体的な内容については、今後検討がなされるため明らかになっておらず、指定自治体の要望が実現できない可能性があるため、環境省はこの具体的な内容を8月までを目途に自治体に明示し、引き続き協議すること。	II
レアメタル等リサイクル資源特区	626	・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限を緩和する。								D	指定自治体の要望は現行制度で実現可能となったため協議は終了とする。指定自治体は取組の実現に向けて、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限の緩和に向けた検討をはじめること。但し、実施後に取組が実現できないことが判明した場合は、環境省と改めて協議を行うこととする。	I